

(令和4年12月5日提出)

令和4年12月議会定例会議案

新 潟 市

令和4年12月議会定例会議案

目 次

議案第80号	令和4年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第81号	令和4年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	6
議案第82号	令和4年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	9
議案第83号	令和4年度新潟市と畜場事業会計補正予算	12
議案第84号	令和4年度新潟市介護保険事業会計補正予算	15
議案第85号	令和4年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	18
議案第86号	令和4年度新潟市下水道事業会計補正予算	22
議案第87号	令和4年度新潟市水道事業会計補正予算	24
議案第88号	令和4年度新潟市病院事業会計補正予算	26
議案第89号	新潟市基本構想及び基本計画を定めることについて	27
議案第90号	都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針を定めることについて	28
議案第91号	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	29
議案第92号	新潟市給与条例等の一部改正について	34
議案第93号	新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	74
議案第94号	新潟市教育職員給与条例の一部改正について	75
議案第95号	新潟市立幼稚園条例の一部改正について	90
議案第96号	新潟市立図書館条例の一部改正について	91
議案第97号	新潟市保育所条例の一部改正について	92
議案第98号	新潟市老人デイサービスセンター条例の一部改正について	93
議案第99号	新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について	94
議案第100号	新潟市新潟駅前広場条例の一部改正について	95
議案第101号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	96

議案第102号	町（字）の区域及び名称の変更について	97
議案第103号	町（字）の区域及び名称の変更について	104
議案第104号	公有水面埋立免許の出願に関し意見を述べることについて	110
議案第105号	人事委員会委員の選任について	111
議案第106号	当せん金付証票の発売について	112
議案第107号	指定管理者の指定について	113
議案第108号	指定管理者の指定について	114
議案第109号	指定管理者の指定について	115
議案第110号	指定管理者の指定について	116
議案第111号	指定管理者の指定について	117
議案第112号	指定管理者の指定について	118
議案第113号	指定管理者の指定について	119
議案第114号	指定管理者の指定について	120
議案第115号	指定管理者の指定について	121
議案第116号	指定管理者の指定について	122
議案第117号	指定管理者の指定について	123
議案第118号	指定管理者の指定について	124
議案第119号	指定管理者の指定について	125
議案第120号	指定管理者の指定について	126
議案第121号	指定管理者の指定について	127
議案第122号	指定管理者の指定について	128
議案第123号	市長専決処分について	129
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	133

議案第 80 号

令和 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度新潟市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 747, 060 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 419, 658, 357 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		90,179,472	990,626	91,170,098
	2 国庫補助金	33,222,527	990,626	34,213,153
20 県支出金		21,550,813	350	21,551,163
	2 県補助金	5,258,667	350	5,259,017
22 寄附金		672,000	61,400	733,400
	1 寄附金	672,000	61,400	733,400
23 繰入金		436,673	20,000	456,673
	1 基金繰入金	436,673	20,000	456,673
24 繰越金		3,187,906	2,674,684	5,862,590
	1 繰越金	3,187,906	2,674,684	5,862,590
歳入	合計	415,911,297	3,747,060	419,658,357

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,006,279	20,254	1,026,533
	1 議会費	1,006,279	20,254	1,026,533
2 総務費		42,995,072	793,741	43,788,813
	1 総務管理費	36,771,513	781,979	37,553,492
	2 徴税費	3,256,270	8,666	3,264,936
	3 戸籍住民基本台帳費	1,453,738	2,079	1,455,817
	4 選挙費	1,166,373	5,001	1,171,374
	5 統計調査費	65,185	△ 6,681	58,504
	6 人事委員会費	103,372	1,008	104,380
	7 監査委員費	178,621	1,689	180,310
3 民生費		133,758,492	335,459	134,093,951
	1 社会福祉費	18,065,219	9,133	18,074,352
	2 児童福祉費	47,032,102	329,408	47,361,510
	3 障がい福祉費	23,917,441	17,569	23,935,010
	4 生活保護費	17,403,548	△ 1,151	17,402,397
	5 老人福祉費	27,260,865	△ 22,528	27,238,337
	6 国民年金費	79,317	3,028	82,345
4 衛生費		38,603,314	532,804	39,136,118
	1 保健衛生費	27,829,548	416,073	28,245,621
	2 清掃費	10,773,766	116,731	10,890,497
5 労働費		1,300,753	104,738	1,405,491
	1 労働諸費	1,300,753	104,738	1,405,491
6 農林水産業費		6,640,544	174,868	6,815,412

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	3,393,450	159,627	3,553,077
	2 農地費	2,850,220	15,004	2,865,224
	3 水産業費	396,874	237	397,111
7 商工費		13,720,521	176,075	13,896,596
	1 商業費	11,672,310	71,351	11,743,661
	2 工業費	2,048,211	104,724	2,152,935
8 土木費		51,475,272	122,128	51,597,400
	2 道路橋りょう費	21,829,151	51,375	21,880,526
	3 港湾空港費	622,213	△ 6,381	615,832
	4 都市計画費	23,711,629	136,168	23,847,797
	5 公園緑地費	2,672,038	16,117	2,688,155
	6 都市排水応急対策費	556,214	1,854	558,068
	7 建築費	636,535	△ 86,481	550,054
	8 住宅費	1,446,742	9,476	1,456,218
9 消防費		10,594,321	73,987	10,668,308
	1 消防費	10,594,321	73,987	10,668,308
10 教育費		59,490,646	1,413,006	60,903,652
	1 教育総務費	9,612,946	437,488	10,050,434
	2 小学校費	25,634,796	537,816	26,172,612
	3 中学校費	15,470,307	305,235	15,775,542
	4 高等学校費	1,558,419	△ 42,187	1,516,232
	5 幼稚園費	499,254	△ 75,924	423,330
	6 特別支援学校費	1,394,333	110,443	1,504,776
	7 生涯学習費	2,715,828	39,353	2,755,181
	8 保健給食費	2,604,763	100,782	2,705,545
歳 出	合 計	415,911,297	3,747,060	419,658,357

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事・給与システム改修費	55,100
		行政手続オンライン化推進事業	29,200
3 民生費	2 児童福祉費	地方公共団体情報システム標準化対応事業（子ども・子育て支援システム）	9,900
5 労働費	1 労働諸費	新規採用活動支援事業	20,000
		移住促進特別支援金	54,000
6 農林水産業費	1 農業費	農地の受け手拡大支援金事業	47,000
		畜産飼料価格高騰対策事業	29,000
		松くい虫被害低減緊急対策事業	17,600
		農業DX・SDGsモデル事業	7,200
7 商工費	1 商業費	MICE誘致補助金	66,000
	2 工業費	デジタル技術活用促進補助金	80,000
		GX実証支援補助金	20,000
9 消防費	1 消防費	大型特殊車両維持補修費	32,000
10 教育費	1 教育総務費	人事・給与システム改修費	55,100

議案第 8 1 号

令和 4 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3, 3 3 5, 7 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		6,684,635	1,024	6,685,659
	1 他会計繰入金	6,389,109	1,024	6,390,133
歳 入	合 計	73,334,734	1,024	73,335,758

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,803,002	2,494	1,805,496
	1 総務管理費	1,799,553	2,494	1,802,047
4 保健事業費		689,758	△ 1,470	688,288
	1 保健事業費	59,636	△ 363	59,273
	2 特定健康診査等事業費	630,122	△ 1,107	629,015
歳 出	合 計	73,334,734	1,024	73,335,758

議案第 8 2 号

令和 4 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7, 4 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 2 8, 7 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		615,078	6,495	621,573
	1 他会計繰入金	571,242	11,231	582,473
	2 基金繰入金	43,836	△ 4,736	39,100
5 諸収入		126,278	30,944	157,222
	1 雑入	126,278	30,944	157,222
歳 入	合 計	1,291,317	37,439	1,328,756

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		434,461	37,439	471,900
	1 市場費	434,461	37,439	471,900
歳 出	合 計	1,291,317	37,439	1,328,756

議案第 83 号

令和 4 年度新潟市と畜場事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度新潟市のと畜場事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 352,292 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		91,386	40,000	131,386
	1 他会計繰入金	91,386	40,000	131,386
歳 入	合 計	312,292	40,000	352,292

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 と畜場費		263,328	40,000	303,328
	1 と畜場費	263,328	40,000	303,328
歳 出	合 計	312,292	40,000	352,292

議案第 8 4 号

令和 4 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 9, 4 7 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 7, 4 7 5, 1 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		14,178,852	△ 29,472	14,149,380
	1 一般会計繰入金	13,702,069	△ 29,472	13,672,597
歳入	合計	87,504,633	△ 29,472	87,475,161

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,061,946	△ 28,649	2,033,297
	1 総務管理費	1,390,134	△ 28,592	1,361,542
	3 介護認定調査・審査会費	531,189	△ 57	531,132
3 地域支援事業費		4,149,693	△ 823	4,148,870
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,517,179	37	2,517,216
	2 一般介護予防事業費	103,181	44	103,225
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,522,969	△ 904	1,522,065
歳 出	合 計	87,504,633	△ 29,472	87,475,161

議案第 85 号

令和 4 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,965,970 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		420	10,900	11,320
	1 国庫補助金	420	10,900	11,320
歳 入	合 計	9,955,070	10,900	9,965,970

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		201,030	10,900	211,930
	1 総務管理費	201,030	10,900	211,930
歳 出	合 計	9,955,070	10,900	9,965,970

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	地方公共団体情報システム標準化対応事業（後期 高齢者医療保険料徴収管理システム）	10,900

議案第 86 号

令和 4 年度新潟市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業収益	32,659,723	90,784	32,750,507
第 1 項 営業収益	22,392,769	90,784	22,483,553

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	30,570,006	256,913 △10,593	30,816,326
第 1 項 営業費用	26,451,348	256,913 △10,593	26,697,668

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14,144,310千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14,110,753千円は、」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額800,537千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額780,603千円」に、「当年度損益勘定留保資金等12,054,593千円」を「当年度損益勘定留保資金等12,176,572千円」に、「及び当年度利益剰余金処分量1,289,180千円」を「及び当年度利益剰余金処分量1,153,578千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	37,372,565	665 △34,222	37,339,008
第1項 建設改良費	14,901,897	665 △34,222	14,868,340

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	1,491,771	1,484,909

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「14,133,502千円」を「14,224,286千円」に改める。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 87 号

令和 4 年度新潟市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度新潟市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	15,772,122	203,206 △50,652	15,924,676
第 1 項 営業費用	14,908,738	203,206 △34,681	15,077,263
第 2 項 営業外費用	617,012	△15,971	601,041

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7,960,596 千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7,941,482 千円は、」に、「、当年度損益勘定留保資金 5,204,130 千円」を「、当年度損益勘定留保資金 5,193,721 千円」に、「及び建設改良積立金 1,940,303 千円で」を「及び建設改良積立金 1,931,598 千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	13,612,381	△19,114	13,593,267
第 1 項 建設改良費	10,193,102	△19,114	10,173,988

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	2,751,742	2,724,457

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 88 号

令和 4 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	27,439,329	348,957	27,788,286
第 1 項 医業費用	26,816,111	348,957	27,165,068

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条第 1 号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補正前	補正後
（1）職員給与費	12,362,552	12,709,644

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 89 号

新潟市基本構想及び基本計画を定めることについて

新潟市基本構想及び基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 90 号

都市計画法第 18 条の 2 の規定により定める都市計画に関する基本的な方針を定めることについて

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定により定める都市計画に関する基本的な方針を別冊のとおり改めるものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 9 1 号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和 2 6 年新潟市条例第 6 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給の月額及び地域手当の月額の合計額の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例 (平成元年新潟市条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「(地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 8 条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 新潟市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職

を占める職員

(新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年新潟市条例第5号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「新潟市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条の表第25条の見出しの項及び同表第25条の項並びに第27条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、

「法第 28 条の 5 第 1 項」を「法第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項、第 12 条第 1 項第 1 号及び第 18 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(新潟市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 5 条 新潟市職員の再任用に関する条例（平成 13 年新潟市条例第 5 号）は、廃止する。

(新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第 6 条 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年新潟市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。）」を削り、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 新潟市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 8 条 新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年新潟市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「同法第 28 条の 5 第 1 項」を「法第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第9条 新潟市職員の特殊勤務手当支給条例(平成18年新潟市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第3条」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対する、第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第4条の規定による改正後の新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 暫定再任用職員に対する、第6条の規定による改正後の新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

（新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

6 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の新潟市職員の特殊勤務手当支給条例第27条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

議案第 9 2 号

新潟市給与条例等の一部改正について

新潟市給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第 1 条 新潟市給与条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 3 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改める。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

一般俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号俸	俸給月額							
再 任 用 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,200	198,700	234,600	266,200	290,700	319,100	362,600	407,400	458,600
	2	151,300	200,500	236,200	267,900	292,900	321,300	365,200	409,800	461,600
	3	152,500	202,300	237,800	269,400	295,000	323,600	367,600	412,300	464,700
員	4	153,600	204,100	239,300	271,200	297,100	325,800	370,200	414,700	467,700

以 外 の 職 員	5	154,700	205,600	240,600	273,000	298,800	327,900	372,200	416,700	470,500
	6	155,800	207,400	242,200	274,900	300,800	329,900	374,700	419,000	473,400
	7	157,000	209,200	243,800	276,600	302,500	332,100	377,100	421,200	476,400
	8	158,100	211,000	245,300	278,600	304,100	334,200	379,600	423,500	479,500
	9	159,200	212,600	246,400	280,500	306,000	336,200	381,700	425,500	482,400
	10	160,500	214,400	247,900	282,600	308,300	338,300	384,400	427,700	485,300
	11	161,800	216,200	249,400	284,300	310,500	340,400	386,900	429,900	488,300
	12	163,100	218,000	250,700	286,100	312,800	342,600	389,600	432,100	491,300
	13	164,300	219,400	252,200	287,900	314,700	344,200	392,000	434,000	493,900
	14	165,800	221,200	253,400	289,700	316,900	346,300	394,300	436,000	496,200
	15	167,300	222,900	254,700	291,300	319,100	348,200	396,500	437,900	498,400
	16	168,900	224,700	255,900	292,600	321,200	350,300	398,900	439,900	500,600
	17	170,000	226,300	257,200	294,500	323,100	352,000	400,700	441,800	502,800
	18	171,400	228,000	258,600	296,500	325,100	354,000	402,800	443,500	504,200
	19	172,800	229,700	260,000	298,600	327,100	356,000	404,600	445,300	505,500
	20	174,200	231,200	261,500	300,600	329,100	357,800	406,700	447,000	506,800
	21	175,500	232,400	263,000	302,400	330,700	359,600	408,500	448,600	507,900
	22	178,000	234,000	264,700	304,500	332,800	361,400	410,300	450,000	509,300
	23	180,500	235,700	266,200	306,500	334,800	363,400	412,300	451,500	510,600
	24	183,000	237,200	267,900	308,600	336,900	365,400	414,200	452,900	511,900
	25	185,400	238,200	269,700	310,300	338,300	367,300	416,100	454,400	513,000
	26	187,100	239,700	271,400	312,400	340,300	369,300	417,700	455,700	514,200
	27	188,800	241,000	273,200	314,300	342,200	371,200	419,200	457,100	515,300
	28	190,500	242,200	274,800	316,400	344,200	373,200	420,800	458,300	516,500
	29	192,000	243,400	276,500	318,000	345,800	374,800	422,400	459,200	517,400

30	193,700	244,400	278,100	320,000	347,600	376,600	423,600	459,900	518,300
31	195,500	245,400	279,700	322,100	349,500	378,300	424,900	460,700	519,000
32	197,200	246,400	281,300	324,100	351,400	380,100	426,200	461,400	519,900
33	198,800	247,500	282,400	325,600	353,100	381,600	427,300	461,900	520,600
34	200,200	248,400	284,100	327,600	354,900	383,200	428,400	462,700	521,500
35	201,700	249,300	285,800	329,600	356,600	384,700	429,700	463,200	522,300
36	203,200	250,300	287,400	331,700	358,300	386,400	430,900	463,900	523,200
37	204,400	251,100	288,900	333,200	359,800	388,000	432,200	464,500	524,100
38	205,700	252,500	290,600	335,200	361,100	389,200	433,000	465,200	525,000
39	206,900	253,600	292,400	337,200	362,400	390,300	433,800	465,600	525,900
40	208,200	255,000	294,200	339,100	363,900	391,500	434,700	466,100	526,700
41	209,500	256,300	295,700	340,900	365,200	392,600	435,100	466,800	527,600
42	210,800	257,600	297,400	342,800	366,200	393,800	435,900	467,200	
43	212,100	258,800	298,900	344,600	367,400	394,800	436,600	467,700	
44	213,400	260,000	300,500	346,500	368,600	395,900	437,300	468,200	
45	214,500	261,100	302,000	347,900	369,400	396,800	437,900	468,700	
46	215,800	262,300	303,700	349,500	370,300	397,300	438,700		
47	217,100	263,600	305,300	351,000	371,100	398,000	439,300		
48	218,400	264,600	307,000	352,500	372,000	398,600	440,000		
49	219,400	265,600	308,100	354,000	373,000	399,300	440,500		
50	220,500	266,600	309,600	355,100	373,800	399,900	441,200		
51	221,500	267,800	311,200	356,200	374,600	400,500	441,600		
52	222,500	268,900	312,800	357,300	375,300	401,100	442,200		
53	223,500	269,800	314,100	358,200	376,100	401,700	442,600		
54	224,400	270,900	315,700	359,300	376,700	402,400	443,200		

55	225,300	272,000	317,300	360,200	377,400	403,100	443,800
56	226,200	273,100	318,800	361,200	378,100	403,700	444,400
57	226,500	274,000	320,300	362,100	378,700	404,100	444,800
58	227,300	275,000	321,500	362,800	379,200	404,800	445,200
59	228,000	275,900	322,700	363,500	379,700	405,400	445,700
60	228,700	277,000	323,800	364,200	380,400	406,000	446,200
61	229,400	278,000	324,600	364,700	380,700	406,400	446,700
62	230,200	279,000	325,600	365,300	381,400	406,900	
63	230,900	279,900	326,400	365,900	382,100	407,500	
64	231,500	280,900	327,400	366,600	382,700	408,100	
65	232,100	281,500	328,100	367,000	383,000	408,400	
66	232,700	282,400	328,800	367,600	383,700	408,800	
67	233,300	283,300	329,600	368,200	384,200	409,200	
68	234,000	284,200	330,400	368,900	384,800	409,600	
69	234,600	284,800	331,100	369,300	385,200	410,000	
70	235,300	285,600	331,800	370,000	385,800	410,300	
71	235,800	286,400	332,400	370,500	386,300	410,600	
72	236,500	287,200	333,100	371,100	386,900	411,100	
73	237,200	288,000	333,600	371,500	387,200	411,500	
74	237,800	288,500	334,200	372,200	387,800	411,900	
75	238,400	289,000	334,700	372,700	388,300	412,400	
76	238,900	289,400	335,300	373,300	388,800	412,800	
77	239,500	289,600	335,600	373,600	389,000	413,100	
78	240,200	290,000	336,000	374,100	389,400		
79	240,900	290,200	336,500	374,700	389,800		

80	241,300	290,600	336,900	375,300	390,100
81	241,700	290,800	337,300	375,800	390,300
82	242,300	291,100	337,700	376,300	390,600
83	242,900	291,500	338,100	376,800	391,000
84	243,400	291,900	338,600	377,100	391,300
85	243,900	292,100	339,000	377,500	391,500
86	244,500	292,500	339,500	377,800	391,800
87	245,100	292,800	340,000	378,200	392,100
88	245,600	293,200	340,400	378,600	392,400
89	246,100	293,500	340,700	379,100	392,600
90	246,600	293,900	341,200	379,400	392,900
91	246,900	294,100	341,500	379,700	393,200
92	247,300	294,500	341,900	380,000	393,500
93	247,500	294,700	342,100	380,200	393,700
94		295,000	342,600	380,500	
95		295,300	343,000	380,800	
96		295,700	343,500	381,100	
97		295,900	343,700	381,300	
98		296,200	344,100	381,600	
99		296,400	344,600	381,900	
100		296,800	345,100	382,200	
101		297,000	345,300	382,400	
102		297,400	345,700		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		

105	298,300	346,700						
106	298,600	347,100						
107	298,800	347,500						
108	299,200	347,900						
109	299,400	348,300						
110	299,800	348,700						
111	300,000	349,100						
112	300,400	349,500						
113	300,600	349,900						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,200							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,000							
122	303,200							
123	303,500							
124	303,800							
125	304,100							

再 任 用 職 員		184,300	211,200	254,800	274,600	289,700	315,200	356,900	390,500	441,600
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第3
1条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職俸給表（1）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	254,100	338,700	400,300	471,700
	2	256,600	341,700	403,200	474,000
	3	259,100	344,500	405,800	476,200
	4	261,600	347,400	408,500	478,500
	5	263,900	350,000	411,000	480,700
	6	267,700	353,000	413,300	482,900
	7	271,500	356,100	415,400	485,100
	8	275,300	359,000	417,500	487,300
	9	278,900	361,200	419,600	489,400

10	282,900	363,800	422,300	491,500
11	286,900	366,500	424,900	493,600
12	290,900	369,300	427,600	495,700
13	294,400	372,100	429,900	497,800
14	298,400	375,600	432,400	499,900
15	302,300	378,700	434,900	502,000
16	306,200	382,400	437,400	504,100
17	309,800	385,600	439,300	506,100
18	313,300	388,300	441,700	508,100
19	316,800	390,800	444,000	510,000
20	320,300	393,400	446,400	512,000
21	323,800	396,100	448,100	513,700
22	327,500	398,300	450,500	515,600
23	330,900	400,200	452,800	517,500
24	334,200	402,100	455,200	519,400
25	337,600	404,100	457,200	521,100
26	340,100	406,400	459,500	522,800
27	342,700	408,600	461,700	524,600
28	345,100	410,900	464,000	526,400
29	347,300	413,100	466,100	528,100
30	349,100	415,200	468,400	529,900
31	350,900	417,200	470,700	531,700
32	352,900	419,300	473,000	533,500
33	354,900	421,200	474,900	535,200
34	357,300	423,100	477,000	537,000

35	359,400	424,900	479,100	538,800
36	361,800	426,900	481,200	540,600
37	363,700	428,700	483,300	542,200
38	366,100	430,700	485,100	543,800
39	368,300	432,600	486,900	545,400
40	370,400	434,600	488,700	547,000
41	372,500	436,400	490,300	548,500
42	373,600	438,200	492,100	549,900
43	374,400	439,900	493,800	551,300
44	375,200	441,700	495,600	552,700
45	376,500	443,500	497,100	553,800
46	377,900	445,300	498,900	554,800
47	379,400	447,100	500,700	555,800
48	380,900	448,900	502,500	556,800
49	382,000	450,600	504,000	557,800
50	383,000	452,400	505,300	558,700
51	383,900	454,200	506,600	559,600
52	384,800	456,000	507,900	560,500
53	385,600	457,900	509,000	561,300
54	386,500	459,100	510,300	562,200
55	387,200	460,300	511,600	563,100
56	388,100	461,500	512,900	564,000
57	388,800	462,600	514,100	564,800
58	389,700	463,600	515,000	565,700
59	390,500	464,500	515,900	566,600

60	391,400	465,500	516,800	567,500
61	391,900	466,300	517,600	568,400
62	392,400	467,000	518,500	569,300
63	392,900	467,700	519,400	570,200
64	393,400	468,400	520,300	571,100
65	393,600	469,000	521,100	572,000
66		469,700	522,000	
67		470,400	522,900	
68		471,100	523,800	
69		471,400	524,600	
70		472,100	525,500	
71		472,800	526,400	
72		473,500	527,300	
73		474,000	528,000	
74		474,700	528,900	
75		475,400	529,700	
76		476,100	530,600	
77		476,500	531,300	
78		477,100	532,200	
79		477,700	533,000	
80		478,300	533,900	
81		478,800	534,600	
82		479,400	535,500	
83		480,000	536,400	
84		480,600	537,300	

	85		481,000	538,000	
	86		481,600	538,900	
	87		482,200	539,800	
	88		482,800	540,700	
	89		483,200	541,500	
	90		483,800		
	91		484,400		
	92		485,000		
	93		485,400		
	94		486,000		
	95		486,600		
	96		487,200		
	97		487,600		
再 任 用 職 員		296,500	339,000	393,500	466,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職俸給表（2）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額							
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,200	191,700	227,000	252,500	282,100	326,800	370,700	437,100
	2	156,600	193,300	228,600	253,700	284,000	328,800	373,400	439,600
	3	158,000	194,900	230,200	254,900	286,100	331,000	376,000	442,100
	4	159,400	196,500	231,800	256,200	288,100	333,100	378,700	444,700
	5	160,700	198,000	233,200	257,300	290,100	335,000	381,000	447,200
	6	162,500	199,500	234,800	258,500	292,200	337,200	383,700	449,800
	7	164,200	201,100	236,300	259,600	294,100	339,200	386,300	452,300
	8	165,900	202,700	237,900	260,700	296,100	341,400	389,000	454,800
	9	167,500	204,300	238,800	261,900	297,900	343,100	391,200	457,200
	10	169,200	205,900	240,200	262,600	299,900	345,300	393,600	459,700
	11	170,800	207,500	241,600	263,500	301,400	347,300	395,800	462,100
	12	172,600	209,200	242,800	264,400	302,900	349,500	398,300	464,500
	13	174,000	210,700	244,200	265,400	304,900	351,000	400,200	467,000
	14	175,800	212,300	245,500	266,600	306,900	353,000	402,300	468,500
	15	177,700	213,800	246,700	267,800	308,900	354,900	404,400	469,800
	16	179,500	215,400	248,000	269,000	311,000	356,800	406,600	471,200
	17	181,400	216,800	248,800	270,300	312,900	358,500	408,400	472,500
18	182,900	218,400	250,000	272,000	314,900	360,500	410,400	473,800	

19	184,700	220,100	251,100	273,600	317,000	362,500	412,500	475,000
20	186,500	221,800	252,300	275,400	319,000	364,600	414,500	476,200
21	188,000	223,100	253,600	277,000	321,000	366,300	416,300	477,600
22	189,500	224,600	254,300	278,700	322,900	368,400	417,700	478,900
23	191,000	226,000	255,300	280,400	324,800	370,400	419,300	480,300
24	192,500	227,500	256,200	282,000	326,800	372,500	420,900	481,600
25	194,000	228,700	257,200	283,700	328,400	374,100	422,200	482,900
26	195,400	230,100	258,400	285,400	330,400	375,900	423,400	484,200
27	196,900	231,400	259,500	287,200	332,300	377,700	424,700	485,500
28	198,400	232,600	260,700	288,900	334,300	379,500	426,000	486,800
29	199,900	233,800	261,900	290,400	335,800	381,100	427,300	488,100
30	201,100	235,100	263,500	291,900	337,500	382,800	428,600	489,200
31	202,400	236,600	265,100	293,600	339,300	384,500	429,900	490,300
32	203,700	237,900	266,600	295,200	341,100	386,300	431,000	491,500
33	205,000	238,900	267,800	296,800	342,500	387,700	432,000	492,700
34	206,400	240,200	269,500	298,600	344,400	388,800	433,300	493,600
35	207,700	241,100	271,100	300,300	346,200	390,100	434,500	494,500
36	209,100	242,300	272,700	302,100	348,100	391,400	435,700	495,500
37	210,200	243,600	274,100	303,500	349,800	392,500	437,000	496,500
38	211,500	244,700	275,600	305,100	351,400	393,500	437,800	
39	212,800	245,800	277,200	306,600	353,100	394,600	438,500	
40	214,100	246,900	278,600	308,200	354,800	395,800	439,300	
41	215,200	248,000	279,800	309,900	356,000	396,800	439,700	
42	216,400	248,900	281,200	311,600	357,300	397,500	440,300	
43	217,600	249,800	282,700	313,200	358,500	398,100	440,800	

44	218,800	250,600	284,200	314,900	359,800	398,900	441,400
45	219,900	251,600	285,600	315,900	360,700	399,400	441,800
46	221,000	253,000	287,300	317,400	361,900	400,000	442,200
47	222,000	254,300	289,000	318,800	363,100	400,600	442,700
48	223,000	255,600	290,600	320,400	364,300	401,200	443,200
49	223,800	257,000	291,800	321,600	365,200	401,700	443,500
50	224,700	258,400	293,400	322,800	366,100	402,200	443,900
51	225,700	259,500	294,700	324,100	367,100	402,900	444,500
52	226,600	260,700	296,300	325,400	368,100	403,500	445,000
53	226,900	261,700	297,600	326,500	368,900	404,100	445,300
54	227,700	263,000	299,000	327,400	369,700	404,700	
55	228,300	264,100	300,500	328,500	370,600	405,400	
56	229,100	265,200	302,000	329,600	371,500	406,000	
57	229,800	266,100	303,100	330,100	372,300	406,300	
58	230,500	267,200	304,300	331,100	372,900	406,800	
59	231,100	268,400	305,600	331,900	373,700	407,200	
60	231,700	269,500	307,000	332,900	374,400	407,600	
61	232,400	270,400	308,000	333,600	374,900	407,900	
62	233,000	271,500	309,200	334,300	375,600	408,200	
63	233,600	272,600	310,500	335,000	376,300	408,700	
64	234,300	273,700	311,800	335,700	376,900	409,200	
65	234,800	274,600	313,100	336,200	377,200	409,500	
66	235,600	275,600	313,900	336,700	377,900		
67	236,300	276,500	314,700	337,400	378,600		
68	237,000	277,600	315,500	338,100	379,200		

69	237,600	278,600	316,100	338,700	379,600
70	238,200	279,600	316,900	339,300	380,100
71	238,700	280,700	317,500	339,900	380,700
72	239,200	281,800	318,300	340,500	381,200
73	239,800	282,400	319,000	340,900	381,700
74	240,500	283,100	319,600	341,300	382,200
75	241,200	283,800	320,200	341,800	382,700
76	241,700	284,500	320,800	342,400	383,300
77	241,900	285,000	321,300	342,800	383,800
78	242,400	285,600	321,700	343,300	384,300
79	242,900	286,200	322,100	343,800	384,800
80	243,200	286,800	322,600	344,200	385,300
81	243,500	287,500	323,200	344,500	385,700
82	243,800	288,000	323,700	344,900	386,200
83	244,100	288,500	324,200	345,300	386,600
84	244,400	289,000	324,700	345,600	387,100
85	244,700	289,200	325,100	346,100	387,500
86		289,400	325,400	346,400	
87		289,600	325,700	346,700	
88		289,900	326,100	347,000	
89		290,100	326,500	347,300	
90		290,400	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		291,000	327,500	348,400	
93		291,300	327,800	348,700	

94	291,500	328,100	349,100			
95	291,800	328,500	349,500			
96	292,100	328,900	349,800			
97	292,400	329,100	350,000			
98	292,700	329,400	350,400			
99	293,000	329,700	350,800			
100	293,300	330,000	351,200			
101	293,600	330,200	351,600			
102	293,800	330,500	352,000			
103	294,100	330,700	352,400			
104	294,400	331,000	352,800			
105	294,600	331,200	353,300			
106		331,600				
107		331,800				
108		332,100				
109		332,300				
110		332,700				
111		333,000				
112		333,300				
113		333,500				

再 任 用 職 員		185,200	211,300	243,200	256,500	282,100	323,000	365,100	427,100
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職俸給表（3）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,800	197,200	243,700	265,700	287,700	329,900	373,700
	2	171,200	199,100	245,500	266,600	289,300	332,100	376,400
	3	172,700	201,100	247,300	267,500	290,900	334,100	379,000
	4	174,100	203,000	249,100	268,500	292,800	336,300	381,700
	5	175,600	205,100	250,500	269,000	294,300	338,200	383,900
	6	177,100	207,100	251,800	270,000	296,100	340,400	386,300
7	178,600	209,300	252,900	270,700	297,800	342,400	388,700	

職 員	8	180,100	211,400	254,200	271,600	299,600	344,600	391,000
	9	181,400	213,400	255,000	272,700	301,200	346,100	393,000
	10	183,100	214,800	256,000	273,400	302,900	348,000	395,200
	11	184,700	216,200	256,900	274,400	304,600	349,900	397,600
	12	186,300	217,400	257,800	275,400	306,000	351,800	399,800
	13	187,700	218,800	258,700	276,300	307,600	353,700	402,000
	14	189,700	220,200	259,700	277,400	309,200	355,700	404,100
	15	191,700	221,700	260,500	278,400	311,000	357,800	406,300
	16	193,700	222,900	261,400	279,500	312,800	359,900	408,500
	17	195,800	224,300	261,900	280,500	314,200	361,800	410,500
	18	197,800	225,800	263,000	281,900	315,900	363,900	412,400
	19	199,800	227,300	263,900	282,900	317,600	365,900	414,600
	20	201,800	228,800	264,800	284,200	319,200	368,000	416,700
	21	203,800	230,000	265,400	285,500	320,700	369,900	418,400
	22	205,700	231,700	266,300	287,100	322,300	372,000	420,300
	23	207,800	233,400	267,100	288,300	323,700	374,100	422,100
	24	209,900	235,000	267,900	289,800	325,300	376,100	424,000
	25	211,500	236,200	268,800	290,800	326,600	377,900	425,800
	26	212,800	237,900	269,600	292,400	328,000	379,800	427,400
	27	214,000	239,600	270,500	294,000	329,600	381,800	429,100
	28	215,300	241,300	271,500	295,700	331,200	383,700	430,600
	29	216,500	242,900	272,700	296,700	332,300	385,400	431,700
	30	217,600	244,300	273,900	298,100	333,800	387,200	433,200
	31	218,900	245,600	275,400	299,600	335,300	389,000	434,800
	32	220,100	246,700	276,900	301,000	336,700	390,900	436,200

33	221,300	247,800	278,100	302,200	338,100	392,600	437,900
34	222,600	248,900	279,500	303,800	339,700	394,200	439,500
35	223,900	249,700	280,600	305,300	341,300	396,000	441,000
36	225,200	250,700	282,000	306,900	342,800	397,700	442,500
37	226,300	251,400	283,300	308,200	344,400	399,400	443,800
38	227,700	252,400	284,600	309,700	346,000	401,100	445,100
39	229,000	253,300	286,000	311,100	347,500	402,800	446,400
40	230,400	254,300	287,300	312,700	349,100	404,500	447,600
41	231,300	254,700	288,400	314,000	350,400	406,000	448,700
42	232,700	255,600	289,700	315,500	351,900	407,500	449,500
43	234,000	256,400	291,000	317,000	353,400	409,100	450,300
44	235,400	257,200	292,400	318,400	355,000	410,500	451,100
45	236,600	257,900	293,500	319,400	356,300	411,800	451,800
46	238,000	258,600	294,900	320,800	357,800	413,200	452,400
47	239,300	259,500	296,400	322,200	359,300	414,800	453,100
48	240,600	260,300	297,900	323,600	360,500	416,200	453,900
49	241,500	261,200	299,000	324,600	361,800	417,800	454,700
50	242,600	262,100	300,300	326,000	363,200	419,400	455,200
51	243,600	262,900	301,500	327,200	364,600	420,900	455,800
52	244,600	263,900	302,900	328,600	365,900	422,400	456,400
53	245,300	265,000	304,100	330,000	367,400	423,600	457,100
54	246,300	266,200	305,500	331,400	368,600	425,000	457,900
55	247,300	267,600	306,900	332,700	369,700	426,300	458,700
56	248,200	269,000	308,200	334,100	370,800	427,700	459,500
57	248,800	270,100	309,100	335,000	372,000	428,800	460,400

58	249,800	271,600	310,400	336,400	373,000	429,500
59	250,400	272,900	311,700	337,600	374,000	430,200
60	251,300	274,300	313,000	339,000	374,900	430,900
61	252,000	275,600	313,900	340,100	375,600	431,400
62	252,800	277,000	315,200	341,300	376,400	432,100
63	253,600	278,400	316,500	342,600	377,100	432,800
64	254,400	279,700	317,700	343,800	377,800	433,500
65	255,100	280,800	319,000	344,800	378,500	434,000
66	255,900	282,000	320,300	345,900	379,100	434,500
67	256,700	283,300	321,600	347,100	379,900	434,900
68	257,400	284,600	322,800	348,300	380,600	435,300
69	258,100	285,500	323,600	349,300	381,300	435,700
70	258,900	287,000	324,800	350,400	382,000	
71	259,800	288,500	325,900	351,300	382,700	
72	260,900	289,900	326,900	352,300	383,400	
73	262,100	290,900	328,100	353,100	383,900	
74	263,400	292,300	329,200	354,200	384,400	
75	264,500	293,500	330,400	355,200	384,900	
76	265,600	294,800	331,400	356,300	385,500	
77	266,500	296,100	332,400	357,100	385,900	
78	267,500	297,400	333,600	357,900	386,500	
79	268,600	298,700	334,800	358,700	387,000	
80	269,700	299,900	336,000	359,400	387,500	
81	270,400	300,500	337,000	359,900	387,700	
82	271,400	301,700	338,100	360,400	388,200	

83	272,300	302,900	339,100	361,000	388,700
84	273,200	304,100	340,100	361,500	389,200
85	273,800	304,900	340,900	362,200	389,500
86	274,800	306,100	341,900	362,800	389,700
87	275,600	307,300	342,900	363,300	390,000
88	276,500	308,400	343,900	363,900	390,400
89	277,300	309,700	344,900	364,200	390,600
90	278,300	310,900	345,600	364,600	391,000
91	279,100	312,100	346,400	365,100	391,300
92	280,000	313,200	347,100	365,700	391,900
93	280,800	314,200	347,800	366,000	392,400
94	281,800	315,000	348,400	366,500	
95	282,800	315,700	349,100	367,000	
96	283,800	316,500	349,700	367,400	
97	284,300	317,000	350,100	367,800	
98	285,100	317,600	350,600	368,300	
99	285,900	318,300	351,000	368,800	
100	286,800	318,900	351,500	369,200	
101	287,300	319,300	351,900	369,700	
102	288,100	319,900	352,300	370,200	
103	288,800	320,500	352,800	370,700	
104	289,600	321,100	353,300	371,200	
105	290,300	321,400	353,700	371,700	
106	290,800	321,800	354,200	372,200	
107	291,300	322,300	354,600	372,700	

108	291,800	322,700	354,900	373,200			
109	292,100	323,100	355,200	373,700			
110	292,500	323,500	355,700	374,100			
111	292,800	323,800	356,200	374,600			
112	293,200	324,200	356,700	375,100			
113	293,300	324,500	357,200	375,700			
114	293,700	324,900	357,600				
115	294,100	325,300	358,100				
116	294,400	325,500	358,500				
117	294,600	325,700	358,800				
118	295,000	326,100	359,300				
119	295,400	326,500	359,700				
120	295,800	326,700	360,200				
121	296,100	326,900	360,600				
122	296,500	327,300	361,100				
123	296,800	327,600	361,600				
124	297,000	327,900	362,100				
125	297,200	328,100	362,500				
126	297,600	328,500					
127	297,800	328,900					
128	298,200	329,200					
129	298,400	329,400					
130	298,800	329,700					
131	299,100	330,100					
132	299,300	330,300					

133	299,500	330,500					
134	299,900	330,900					
135	300,300	331,200					
136	300,600	331,600					
137	300,800	331,800					
138	301,200	332,200					
139	301,600	332,600					
140	301,900	333,000					
141	302,100	333,200					
142	302,400	333,600					
143	302,700	334,000					
144	303,000	334,400					
145	303,200	334,700					
146	303,600	335,100					
147	303,900	335,500					
148	304,200	335,800					
149	304,400	336,100					
150	304,700	336,500					
151	304,900	336,900					
152	305,200	337,300					
153	305,500	337,600					
154	305,800						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						

	158	307,000						
	159	307,200						
	160	307,500						
	161	307,900						
	162	308,200						
	163	308,500						
	164	308,800						
	165	309,200						
	166	309,500						
	167	309,800						
	168	310,100						
	169	310,500						
再 任 用 職 員		230,700	255,000	262,300	272,400	289,100	326,400	371,100

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

消防職俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額							
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,800	190,500	215,300	254,900	296,300	321,300	347,500	381,700
	2	176,500	192,200	217,300	256,700	298,100	323,500	349,700	383,900
	3	178,200	194,000	219,300	258,500	299,900	325,600	352,000	385,800
	4	179,900	195,800	221,300	260,300	301,800	327,600	354,200	388,000
	5	181,400	197,600	223,300	262,000	303,500	329,700	356,200	389,600
	6	183,300	199,700	225,100	263,700	305,500	331,500	358,400	391,600
	7	185,100	201,900	227,100	265,300	307,500	333,200	360,500	393,500
	8	187,000	204,100	229,000	267,000	309,700	334,600	362,700	395,300
	9	188,600	206,100	231,100	268,300	311,500	336,500	364,300	396,800
	10	190,300	208,400	232,900	269,800	313,700	338,700	366,500	398,700
	11	192,000	210,900	234,700	271,100	315,800	341,000	368,500	400,800
	12	193,700	213,200	236,500	272,300	317,800	343,200	370,700	402,900
	13	195,400	215,200	238,300	273,700	319,700	345,100	372,300	404,500
	14	197,400	217,000	240,200	275,000	321,600	347,300	374,500	406,600
	15	199,400	218,700	242,100	275,900	323,200	349,400	376,400	408,600
	16	201,400	220,500	244,000	277,100	324,700	351,600	378,600	410,700
	17	203,500	222,400	245,500	277,900	326,600	353,500	380,200	412,400
18	205,600	224,100	247,300	279,300	328,800	355,600	382,200	414,200	

19	207,900	226,000	249,100	280,600	331,000	357,500	384,200	416,000
20	210,200	227,800	250,900	282,000	333,200	359,600	386,100	417,800
21	212,300	229,500	252,500	283,100	335,000	361,200	387,700	419,300
22	214,100	231,300	253,800	284,100	337,100	363,200	389,700	420,900
23	215,800	233,100	255,000	285,300	339,100	365,100	391,800	422,500
24	217,600	234,900	256,300	286,400	341,200	367,100	393,900	424,100
25	219,500	236,500	257,500	287,400	343,100	368,900	395,500	425,500
26	221,200	238,200	258,700	289,200	345,200	370,900	397,600	427,000
27	223,000	239,900	260,100	290,900	347,100	372,900	399,600	428,500
28	224,700	241,600	261,200	292,500	349,200	374,900	401,700	430,100
29	226,600	242,900	262,100	294,300	350,900	376,700	403,200	431,200
30	228,400	244,700	263,100	296,200	352,900	378,800	405,000	432,800
31	230,200	246,500	264,200	297,900	354,800	380,800	406,800	434,500
32	232,000	248,300	265,200	299,700	356,800	382,900	408,500	436,100
33	233,600	249,600	265,800	301,300	358,300	384,600	410,300	437,300
34	235,300	251,100	266,900	303,000	360,400	386,700	411,900	438,900
35	237,000	252,400	267,900	304,800	362,300	388,800	413,500	440,600
36	238,700	253,800	268,900	306,500	364,400	390,700	415,100	442,100
37	240,000	255,000	269,800	308,200	366,000	392,300	416,500	443,600
38	241,800	256,300	270,700	309,800	368,100	393,800	417,900	444,400
39	243,600	257,500	271,600	311,600	370,100	395,200	419,300	445,100
40	245,400	258,500	272,400	313,100	372,200	396,700	420,800	445,800
41	246,700	259,500	273,400	314,500	374,100	398,000	422,100	446,200
42	248,100	260,600	274,500	316,000	376,100	399,100	423,400	446,800
43	249,400	261,600	275,500	317,700	378,200	400,300	424,700	447,500

44	250,600	262,600	276,300	319,300	380,200	401,500	425,900	448,100
45	251,700	263,300	277,300	321,000	381,800	402,600	427,000	448,900
46	252,800	264,300	278,800	322,900	383,600	403,700	427,700	449,600
47	253,800	265,200	280,200	324,700	385,200	404,800	428,500	450,100
48	254,600	266,300	281,700	326,600	386,900	406,000	429,200	450,700
49	255,300	267,200	283,200	328,000	388,500	407,200	429,700	451,200
50	256,200	268,200	284,800	329,500	389,600	407,900	430,400	451,800
51	257,300	269,100	286,300	331,000	390,800	408,700	431,000	452,200
52	258,300	270,000	287,700	332,600	391,900	409,500	431,700	452,800
53	258,900	270,800	289,000	334,100	393,000	410,100	432,100	453,300
54	260,000	271,700	290,600	335,900	394,100	410,800	432,700	453,800
55	260,800	272,700	292,200	337,400	395,200	411,400	433,400	454,300
56	261,900	273,600	293,700	339,200	396,400	412,000	434,000	454,800
57	262,800	274,500	295,000	340,200	397,600	412,500	434,600	455,200
58	263,600	276,100	296,700	341,800	398,300	413,000	435,300	455,500
59	264,400	277,300	298,400	343,500	399,100	413,600	435,900	455,900
60	265,200	278,800	300,000	345,200	399,900	414,200	436,500	456,300
61	266,000	280,100	301,300	346,600	400,500	414,600	436,900	456,700
62	266,700	281,600	302,900	348,300	401,200	415,100	437,400	
63	267,400	282,900	304,500	350,000	401,800	415,700	437,800	
64	268,000	284,400	306,000	351,600	402,500	416,100	438,200	
65	269,100	285,600	307,300	353,200	402,800	416,600	438,800	
66	270,200	286,800	308,900	354,800	403,400	417,100	439,100	
67	271,300	288,200	310,400	356,300	404,100	417,600	439,500	
68	272,300	289,400	312,100	357,900	404,800	418,100	439,900	

69	273,200	290,900	313,300	359,200	405,200	418,500	440,300
70	274,600	292,300	314,800	360,600	405,700	419,000	440,600
71	275,800	293,800	316,100	361,900	406,300	419,300	440,900
72	277,100	295,100	317,600	363,400	406,700	419,700	441,300
73	278,000	296,100	318,300	364,600	407,000	420,100	441,800
74	279,200	297,500	320,000	366,000	407,500	420,500	442,200
75	280,500	298,800	321,700	367,400	408,100	421,000	442,600
76	281,600	300,000	323,300	368,800	408,600	421,400	442,900
77	282,500	301,000	324,800	370,000	408,900	421,600	443,300
78	283,700	302,500	326,500	371,200	409,500	421,900	
79	284,700	303,800	328,000	372,400	409,900	422,300	
80	285,500	305,200	329,700	373,500	410,300	422,600	
81	286,400	306,400	331,400	374,600	410,700	422,900	
82	287,600	307,800	333,000	375,800	411,300	423,200	
83	288,700	308,900	334,700	377,000	411,700	423,500	
84	289,800	310,300	336,400	378,200	412,200	423,700	
85	290,900	311,200	337,900	379,300	412,400	423,900	
86	292,100	312,700	339,400	379,900	412,800		
87	293,000	314,100	340,900	380,500	413,200		
88	294,100	315,600	342,400	381,100	413,700		
89	295,100	316,800	343,700	381,700	414,100		
90	296,300	318,200	345,200	382,300	414,500		
91	297,500	319,700	346,500	382,900	414,900		
92	298,700	321,200	348,000	383,500	415,300		
93	299,100	322,400	349,300	383,800	415,600		

94	300,400	323,800	350,700	384,300				
95	301,700	325,200	352,200	384,800				
96	303,000	326,600	353,600	385,300				
97	303,700	327,700	355,000	385,500				
98	304,900	329,100	356,100	386,100				
99	306,100	330,400	357,200	386,700				
100	307,300	331,700	358,400	387,200				
101	308,400	333,000	359,500	387,400				
102	309,500	334,300	360,500	388,000				
103	310,600	335,500	361,700	388,500				
104	311,700	336,700	362,900	389,000				
105	312,600	337,700	364,000	389,300				
106	313,200	338,800	364,600	389,800				
107	313,800	339,900	365,100	390,100				
108	314,500	340,800	365,700	390,500				
109	314,900	342,000	366,300	390,700				
110	315,600	343,000	366,800	391,100				
111	316,200	344,000	367,400	391,500				
112	316,900	345,000	367,900	391,800				
113	317,500	345,800	368,300	392,000				
114	318,300	346,800	368,900	392,400				
115	319,100	347,800	369,300	392,800				
116	319,800	348,800	369,800	393,200				
117	320,300	349,700	370,200	393,400				
118	321,100	350,300	370,800	393,700				

119	321,800	350,800	371,300	394,000				
120	322,600	351,400	371,800	394,300				
121	323,200	351,800	372,200	394,600				
122	323,700	352,200	372,700	394,900				
123	324,100	352,700	373,200	395,300				
124	324,600	353,100	373,700	395,800				
125	324,900	353,500	374,000	396,200				
126		354,000	374,500					
127		354,500	375,000					
128		354,800	375,500					
129		355,100	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,500	377,200					
133		356,800	377,400					
134		357,300	377,900					
135		357,700	378,300					
136		358,100	378,700					
137		358,300	379,000					
138		358,700	379,500					
139		359,100	380,000					
140		359,500	380,500					
141		359,700	380,800					
142		360,200						
143		360,700						

	144		361,200						
	145		361,400						
再 任 用 職 員		236,800	248,500	252,700	288,000	305,100	319,300	342,900	378,100

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

別表第6（第4条関係）

福祉職俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職		円	円	円	円	円	円
	1	164,300	213,000	258,100	278,800	319,100	362,600
	2	165,500	214,700	259,600	280,000	321,300	365,200
	3	166,700	216,500	261,000	281,600	323,600	367,600
	4	168,000	218,300	262,500	283,000	325,800	370,200
	5	168,900	220,000	263,500	284,400	327,900	372,200
	6	170,400	221,800	264,900	286,400	329,900	374,700
	7	171,800	223,600	266,100	288,200	332,100	377,100
8	173,200	225,300	267,700	290,000	334,200	379,600	

員	9	174,400	227,000	268,800	291,900	336,200	381,700
	10	175,800	228,500	269,700	294,000	338,300	384,400
	11	177,200	229,900	270,900	296,100	340,400	386,900
	12	178,600	231,300	271,800	298,100	342,600	389,600
	13	180,000	232,700	273,000	299,500	344,200	392,000
	14	181,300	234,300	274,200	301,800	346,300	394,300
	15	182,700	235,900	275,600	303,800	348,200	396,500
	16	184,100	237,500	277,100	305,900	350,300	398,900
	17	185,500	238,900	278,600	307,700	352,000	400,700
	18	187,000	240,500	280,400	309,800	354,000	402,800
	19	188,700	242,000	282,000	311,500	356,000	404,600
	20	190,200	243,500	283,500	313,100	357,800	406,700
	21	191,500	244,300	284,900	314,900	359,600	408,500
	22	193,100	245,700	286,700	317,100	361,400	410,300
	23	194,800	247,000	288,100	319,200	363,400	412,300
	24	196,400	248,300	289,800	321,400	365,400	414,200
	25	198,000	249,600	291,400	323,300	367,300	416,100
	26	199,700	251,200	292,900	325,400	369,300	417,700
	27	201,500	252,700	294,500	327,500	371,200	419,200
	28	203,200	254,300	296,100	329,500	373,200	420,800
	29	205,000	255,600	297,300	331,300	374,800	422,400
	30	206,400	256,900	298,600	333,200	376,600	423,600
	31	207,900	258,100	300,000	335,200	378,300	424,900
	32	209,300	259,500	301,500	337,200	380,100	426,200
	33	210,500	260,700	303,000	338,800	381,600	427,300

34	211,800	261,900	304,500	340,800	383,200	428,400
35	213,100	263,000	306,100	342,600	384,700	429,700
36	214,200	264,100	307,700	344,600	386,400	430,900
37	215,500	265,100	309,000	346,100	388,000	432,200
38	216,900	266,300	310,600	347,900	389,200	433,000
39	218,300	267,500	312,000	349,800	390,300	433,800
40	219,700	268,800	313,500	351,600	391,500	434,700
41	220,700	270,100	314,900	353,200	392,600	435,100
42	221,900	271,600	316,500	355,000	393,800	435,900
43	223,000	273,200	318,000	356,700	394,800	436,600
44	224,200	274,700	319,600	358,400	395,900	437,300
45	225,000	276,100	320,700	360,200	396,800	437,900
46	226,100	277,600	321,900	361,500	397,300	438,700
47	227,000	279,000	323,000	363,000	398,000	439,300
48	227,900	280,600	324,200	364,500	398,600	440,000
49	228,500	281,900	325,000	365,500	399,300	440,500
50	229,400	283,300	326,000	366,700	399,900	441,200
51	230,500	284,700	326,900	367,800	400,500	441,600
52	231,300	286,100	327,800	368,900	401,100	442,200
53	231,700	287,200	328,700	369,600	401,700	442,600
54	232,800	288,300	329,500	370,500	402,400	443,200
55	233,400	289,600	330,300	371,300	403,100	443,800
56	234,100	290,800	331,100	372,200	403,700	444,400
57	234,800	292,200	331,600	373,000	404,100	444,800
58	235,500	293,700	332,300	373,800	404,800	445,200

59	236,300	295,100	332,900	374,500	405,400	445,700
60	237,100	296,600	333,500	375,300	406,000	446,200
61	237,800	297,600	333,900	376,200	406,400	446,700
62	238,500	299,000	334,500	376,900	406,900	
63	239,100	300,300	335,100	377,600	407,500	
64	239,600	301,800	335,700	378,300	408,100	
65	240,300	302,900	335,900	378,800	408,400	
66	241,300	304,100	336,300	379,300	408,800	
67	242,300	305,400	336,800	380,000	409,200	
68	243,300	306,700	337,200	380,700	409,600	
69	244,100	307,500	337,600	381,100	410,000	
70	245,200	308,600	338,100	381,800	410,300	
71	246,100	309,800	338,600	382,400	410,600	
72	246,800	311,000	339,100	383,000	411,100	
73	247,400	312,000	339,500	383,400	411,500	
74	248,400	312,600	340,000	384,000	411,900	
75	249,300	313,300	340,400	384,600	412,400	
76	250,100	314,000	340,700	385,200	412,800	
77	250,900	314,800	341,000	385,700	413,100	
78	251,900	315,500	341,400	386,300		
79	252,700	316,200	341,900	386,800		
80	253,500	316,900	342,400	387,500		
81	254,300	317,200	342,600	387,800		
82	255,200	317,700	343,100	388,300		
83	256,000	318,200	343,500	388,900		

84	256,700	318,700	344,000	389,300
85	257,300	319,000	344,300	389,600
86	258,200	319,400	344,700	390,000
87	258,900	319,800	345,000	390,500
88	259,800	320,200	345,400	390,900
89	260,300	320,600	345,600	391,200
90	261,000	321,000	346,000	391,500
91	261,800	321,400	346,400	391,800
92	262,600	321,700	346,700	392,100
93	263,000	322,000	347,000	392,500
94	263,700	322,400		
95	264,300	322,800		
96	264,900	323,200		
97	265,300	323,600		
98	266,000	324,000		
99	266,700	324,300		
100	267,400	324,600		
101	267,900	324,900		
102	268,400	325,200		
103	268,900	325,500		
104	269,400	325,900		
105	269,600	326,200		
106	269,800	326,500		
107	270,100	326,800		
108	270,500	327,200		

109	270,800	327,600				
110	271,200	328,000				
111	271,500	328,200				
112	271,900	328,600				
113	272,100	328,900				
114	272,500	329,300				
115	272,900	329,600				
116	273,300	329,900				
117	273,500	330,200				
118	273,900	330,500				
119	274,200	330,900				
120	274,500	331,100				
121	274,700	331,300				
122	275,100					
123	275,400					
124	275,700					
125	275,900					
126	276,300					
127	276,600					
128	276,900					
129	277,100					
130	277,500					
131	277,900					
132	278,300					
133	278,500					

134	278,800					
135	279,200					
136	279,500					
137	279,700					
138	280,000					
139	280,200					
140	280,500					
141	280,700					
142	281,000					
143	281,300					
144	281,600					
145	281,900					
146	282,200					
147	282,400					
148	282,700					
149	283,000					
150	283,300					
151	283,500					
152	283,800					
153	284,100					

再 任 用 職 員		197,700	240,600	254,900	288,400	315,200	356,900
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 新潟市給与条例の一部を次のように改正する。

第23条第3項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「397,000」を「398,000」に改め、同条第2項の表中「331,000」を「332,000」に改める。

第6条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）

の一部を次のように改正する。

附則中第10項を第12項とし、第5項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加える。

(改正後の給与条例の準用)

5 新潟市給与条例等の一部を改正する条例（令和 年新潟市条例第 号。以下この項において「一部改正給与条例」という。）第1条の規定による改正後の給与条例別表第1から別表第6までの規定は、一部改正給与条例附則第2項の規定にかかわらず、令和5年4月1日以後にフルタイム会計年度任用職員に支給する俸給について準用する。

(改正後の教育職員給与条例の適用)

6 新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例（令和 年新潟市条例第 号。以下この項において「一部改正教育職員給与条例」という。）による改正後の教育職員給与条例別表第1の規定は、一部改正教育職員給与条例附則第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日以後に非常勤講師に支給する基本報酬について適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新潟市給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第6までの規定、第3条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項

の表の規定並びに第5条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の表及び同条第2項の表の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第23条第3項第1号及び第2号の規定、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定並びに改正後の任期付研究員条例第6条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新潟市給与条例、第3条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第 93 号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 4 号

新潟市教育職員給与条例の一部改正について

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員給与条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

教育職俸給表（1）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100	

職 員	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400

33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
38	231,500	285,500	346,200	400,300	
39	233,300	287,400	348,400	401,700	
40	235,100	289,200	350,500	403,100	
41	236,800	290,600	352,400	404,800	
42	238,500	292,700	354,500	406,200	
43	240,100	294,700	356,400	407,500	
44	241,700	296,900	358,500	409,000	
45	242,900	298,900	360,300	410,600	
46	244,200	301,300	362,300	411,900	
47	245,500	303,500	364,200	413,400	
48	246,600	306,100	366,200	415,000	
49	247,900	308,300	367,800	416,700	
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	

58	258,500	326,300	383,700	430,600
59	259,600	328,400	385,400	431,800
60	260,600	330,400	387,100	433,000
61	261,700	332,500	388,300	434,200
62	262,600	334,600	389,700	435,500
63	263,700	336,800	391,100	436,800
64	264,500	339,000	392,400	438,000
65	265,800	340,700	393,800	439,200
66	267,200	342,900	395,000	440,400
67	268,600	344,900	396,400	441,600
68	270,200	347,100	397,800	442,800
69	271,500	348,900	399,100	444,000
70	272,800	350,800	400,400	445,200
71	274,100	352,800	401,800	446,400
72	275,400	354,800	403,100	447,600
73	276,400	356,400	404,400	448,700
74	277,600	358,300	405,800	449,300
75	278,900	360,100	407,200	449,800
76	279,900	362,000	408,500	450,300
77	280,800	363,800	409,700	450,800
78	281,800	365,500	410,900	
79	282,800	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	

83	287,300	373,300	417,100
84	288,500	374,700	418,300
85	289,500	375,800	419,500
86	290,600	377,200	420,700
87	291,600	378,600	421,900
88	292,800	379,900	422,900
89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500

108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	

	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再 任 用		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

職 員						
--------	--	--	--	--	--	--

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額はこの表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表（2）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100	

員	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200

34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	
39	232,500	261,900	347,900	371,300	
40	234,200	264,100	349,800	372,900	
41	235,800	266,600	351,300	374,000	
42	237,500	268,900	353,100	375,400	
43	239,100	271,100	354,700	376,800	
44	240,700	273,200	356,400	378,300	
45	242,300	275,300	358,200	379,700	
46	243,800	277,500	359,900	381,300	
47	245,100	279,600	361,200	382,900	
48	246,400	281,500	362,800	384,400	
49	247,500	283,800	364,000	385,800	
50	248,800	285,500	365,500	387,300	
51	250,200	287,400	367,100	388,800	
52	251,300	289,200	368,700	390,200	
53	252,400	290,600	370,100	391,400	
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	

59	259,100	303,500	378,900	398,700
60	260,100	306,100	380,200	400,000
61	261,300	308,300	381,100	401,200
62	262,000	310,700	382,300	402,200
63	262,900	313,000	383,500	403,600
64	263,500	315,200	384,600	404,900
65	264,500	317,300	385,500	406,100
66	265,900	319,100	386,700	407,200
67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300

84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	

109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	

134	399,200
135	399,500
136	399,800
137	400,100
138	400,400
139	400,700
140	401,000
141	401,300
142	401,600
143	401,900
144	402,200
145	402,400
146	402,700
147	403,000
148	403,200
149	403,400
150	403,700
151	404,000
152	404,200
153	404,400
154	404,700
155	405,000
156	405,200
157	405,400
158	405,700

	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再 任 用 職 員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額はこの表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市教育職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新潟市教育職員給与条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第 95 号

新潟市立幼稚園条例の一部改正について

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新潟市立幼稚園条例（昭和 39 年新潟市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新潟市立小須戸幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 96 号

新潟市立図書館条例の一部改正について

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例

新潟市立図書館条例（平成 19 年新潟市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

法第 14 条第 1 項の規定により、新潟市立中央図書館に新潟市立図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

第 19 条第 4 項及び第 7 項中「各図書館協議会」を「図書館協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（図書館協議会の廃止に伴う委員の任期の特例）

2 令和 6 年 3 月 31 日に任期が満了する図書館協議会（新潟市立中央図書館、新潟市立亀田図書館及び新潟市立坂井輪図書館の図書館協議会をいう。）の委員の任期は、第 19 条第 7 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日に満了する。

議案第 97 号

新潟市保育所条例の一部改正について

新潟市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市保育所条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市保育所条例（昭和 39 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立山ノ下保育園の項及び新潟市立大江山保育園の項を削る。

第 2 条 新潟市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表新潟市立大山保育園の項を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 公布の日から起算して 3 年 4 月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第 2 条の規定 公布の日から起算して 4 年 4 月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 98 号

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

新潟市老人デイサービスセンター条例（平成 6 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表老人デイサービスセンター藤見の項及び老人デイサービスセンター黒埼荘の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 99 号

新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「、白根センター、南区月潟健康センター及び南区味方健康センター」を「及び白根センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 100 号

新潟市新潟駅前広場条例の一部改正について

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例

新潟市新潟駅前広場条例（昭和 5 7 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表に次のように加える。

新潟駅高架下交通広場	中央区花園 1 丁目の一部
------------	---------------

附 則

この条例は、令和 5 年 3 月 2 5 日から施行する。

議案第 101 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表 67 の項中「評価して、当該申請をする者に交付した当該基準に適合する旨の書類の写し又は登録住宅性能評価機関が当該申請に係る住宅について交付した品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に基づき、断熱等性能等級が等級 4 に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 5 に適合すると評価されたものに限る。）」を「評価した書類」に改め、同表 69 の項中「評価して、当該申請をする者に交付した当該基準に適合する旨の書類の写し又は登録住宅性能評価機関が当該申請に係る住宅について交付した品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づき、断熱等性能等級が等級 4 に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 5 に適合すると評価されたものに限る。）」を「評価した書類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第102号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変更後
町	字	地 番	町
柿島	中作	304の一部、305から307まで、309から311まで	柿島
	菖蒲田	568の一部、569から573まで、577から580まで、 583から592まで、594から596まで、 599から604まで、605から607までの各一部、 610から614まで、617から633まで、635、637、 639から643まで、644から646までの各一部、 647から658まで、659の1、659の2、 660から666まで、667の1、667の2、668の1、 668の2、669、670の1、670の2、671の1、671の2、 672から676まで、677の1から677の3まで、 678の1から678の3まで、679、680、 681の1から681の3まで、682の1から682の3まで、 683、684の1から684の3まで、	

		685 の 1 から 685 の 3 まで、686、687、688 の 2、688 の 3、689 の 1 から 689 の 3 まで、690 から 692 まで	
	荒川田	693、694 の 1、694 の 2、695 の 1 から 695 の 3 まで、696 の 1 から 696 の 3 まで、697 の 1 から 697 の 3 まで、698 の 1 から 698 の 3 まで、699 の 1 から 699 の 3 まで、700 の 1 から 700 の 3 まで、701 の 2、701 の 3、702 の 2、702 の 3、703 の 1、703 の 2、704、705、706 の 1 から 706 の 3 までの各一部、707 の 1 から 707 の 4 まで、708	
山島	苗代	8 の一部、9 の一部、10 から 13 まで、15 から 17 まで、60 から 63 まで、73、74 から 77 までの各一部、79 の一部、80 の一部、125 から 128 までの各一部、129 の 1 の一部、129 の 2、129 の 3、130 の 1 から 130 の 3 までの各一部	
	長田	131 から 142 まで、143 から 145 までの各一部	
柿島	荒川田	706 の 1 から 706 の 3 までの各一部	山島
	中作	299 から 303 まで、304 の一部	
	下ヶ端	737 の 1、737 の 2、738 の 1 から 738 の 3 まで、739 の 1、739 の 2、740 の 1、740 の 2、741 の 1、741 の 2、743、744、750 から 753 まで、754 の 1、754 の 2、755 の 1、755 の 2	
山島	苗代	1 の 1、1 の 2、2 から 5 まで、8 の一部、9 の一部、59、74 から 77 までの各一部、79 の一部、80 の一部、81、82 の 3、83 の 1、83 の 3 から 83 の 5 まで、84 の 1、	

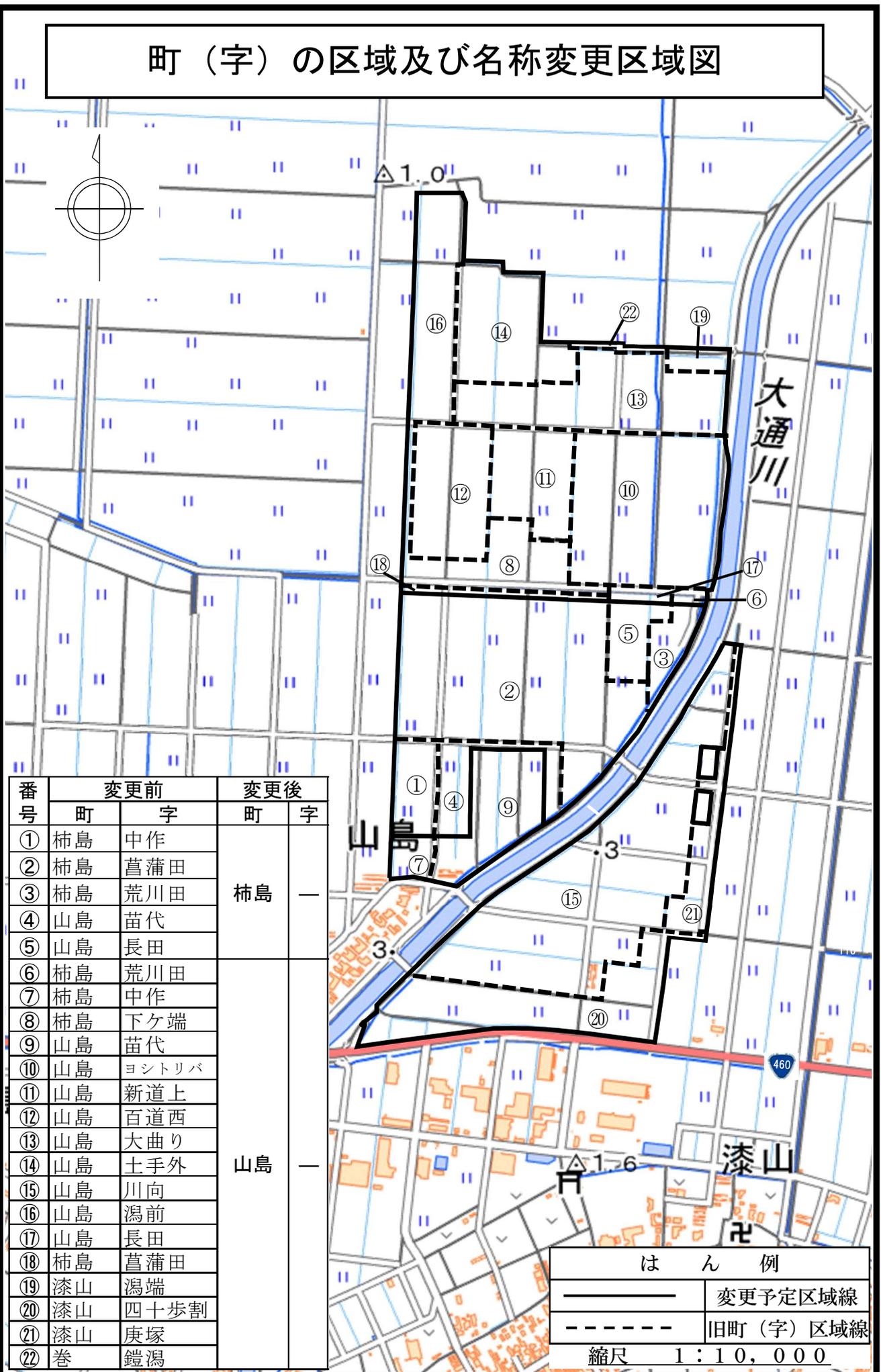
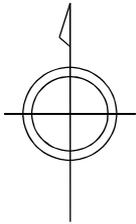
	<p>84 の 3、84 の 4、85 の 1、85 の 3、86 の 1、86 の 3、 86 の 4、87 から 96 まで、101 から 105 まで、107、108、 109 の 1、109 の 2、110 の 1 から 110 の 3 まで、 111 の 1、111 の 2、112 の 1、112 の 2、113 の 1、 113 の 2、114 から 124 まで、 125 から 128 までの各一部、129 の 1 の一部、 130 の 1 から 130 の 3 までの各一部</p>	
<p>ヨシト リバ</p>	<p>146 の 1 から 146 の 4 まで、147 の 2、148 の 2、 148 の 3、150 の 2、150 の 3、 152 の 1 から 152 の 3 まで、154 の 2、154 の 3、 156 の 1 から 156 の 3 まで、158 の 2、158 の 3、 160 の 1 から 160 の 3 まで、162 の 2、162 の 3、164、 165 の 1、165 の 3、165 の 4、167 の 3、167 の 4、 169 の 1、169 の 2、171 の 3、171 の 4、172 の 3、 173 の 3、174 の 3、175 の 3、176 の 3、177 の 2、 178 の 2、179 の 2、180 の 2、181 の 2、182 の 2、 182 の 3、183 の 1 から 183 の 3 まで、184 の 1、 184 の 2、185 の 1、185 の 2、186、187 の 1、 187 の 2、188、189 の 2、191 の 1、191 の 2、192、 193 の 1、193 の 2、194、195 の 1、195 の 2、196、 197 の 1、197 の 2、198、199 の 1、199 の 2、200、 201 の 1、201 の 2、203 の 1、203 の 2、205 の 1、 205 の 2、207 から 215 まで、217、218 の 1、 218 の 3、346</p>	

新道上	219 から 244 まで、345 の 1、345 の 3
百道西	245 から 276 まで、277 の 1、277 の 2、278 の 1、 278 の 3、278 の 6
大曲り	279 の 1 から 279 の 6 まで、280 から 284 まで、 286、287、293、295 から 297 まで、297 の 1、 298 の 1、298 の 2、299、301、302 の 1、302 の 2、 303、304 の 1、304 の 2、305、 306 の 1 から 306 の 3 まで、307、308 の 1 から 308 の 4 まで、309 の 1、309 の 2、310 の 1、310 の 2、 310 の 4 から 310 の 7 まで、311 の 1、311 の 2
土手外	320 から 325 まで、325 の 1、326 から 333 まで、 334 の 5、335、336 の 2、337 から 339 まで、 340 の 1、340 の 2、341 から 343 まで、344 の 1、 344 の 3 から 344 の 7 まで
川向	347 から 349 まで、350 の 1、350 の 2、 351 から 460 まで
潟前	3800、3802 の 2、3804、3805 の 1、3805 の 2、3806、 3807 の 1、3807 の 2、3808 の 1、3808 の 2、 3809 の 1、3809 の 2、3812 から 3814 まで、 3815 の 1、3815 の 2、3816、3817 の 1、3845 の 3、 3845 の 6、3845 の 10、3845 の 16、 3845 の 18 から 3845 の 21 まで
長田	143 から 145 までの各一部
柿島	菖蒲田 568 の一部、605 から 607 までの各一部、

		644 から 646 までの各一部
漆山	潟端	5695、5696 の 1、5696 の 2、5697
	四十歩 割	8622、8623 の 1、8691 の 1、8692 の 1、 8693 の 1、8694 の 1、8906 から 8914 まで、 8915 の 1、8915 の 2、8918 の 1、8919 の 1、 8922 の 1、8923 の 1、8925 の 1、8926 の 1、 8927 の 1、8928 の 1、8929 の 1、8930 の 1、 8931 から 8940 まで
	庚塚	8941 から 8949 まで
卷	鎧潟	甲 13247

及び当該変更に伴う国公有地を含む。

町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	柿島	中作	柿島	—
②	柿島	菖蒲田		
③	柿島	荒川田		
④	山島	苗代		
⑤	山島	長田		
⑥	柿島	荒川田	山島	—
⑦	柿島	中作		
⑧	柿島	下ヶ端		
⑨	山島	苗代		
⑩	山島	ヨシトリバ		
⑪	山島	新道上		
⑫	山島	百道西		
⑬	山島	大曲り		
⑭	山島	土手外		
⑮	山島	川向		
⑯	山島	瀧前		
⑰	山島	長田		
⑱	漆山	瀧端	漆山	—
⑳	漆山	四十歩割		
㉑	漆山	庚塚		
㉒	巻	鎧湯		

はん例

	変更予定区域線
	旧町（字）区域線

縮尺 1 : 10,000

議案第103号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
桑山	筒割	52の1から52の3まで、53から57まで、58の1、58の2、59、60、61の1、61の2、62の1から62の5まで、63、64の1、64の2、65の1、65の2、66の1、66の2、67、68の1から68の8まで、69の1から69の3まで、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1、72の2、73の1、73の2、74、75、78から85まで、86の1、86の2、87から95まで、96の1から96の4まで、97の1、97の2、98から105まで、106の1、107の1、108から122まで、123の1、123の2、124から129まで、130の1、131の1、132の1、133の1、133の2、134から138まで、139の1、139の2、140の1、140の2、141から152まで、	桑山

153 の 1、154 の 1、155、156 の 1 から 156 の 3 まで、
157、158、159 の 1 から 159 の 3 まで、160、161 の 1、
161 の 2、162、163、164 の 1、164 の 2、
165 から 172 まで、173 の 1、173 の 2、
174 から 178 まで、179 の 1、179 の 2、180、181 の 1、
181 の 2、182 から 195 まで、196 の 1、196 の 2、197
の 1、197 の 3、198、199 の 1、200 の 1、202 の 1 から
202 の 3 まで、203 から 212 まで、213 の 1 から 213 の
3 まで、214 から 222 まで、223 の 1、223 の 2、224 の
1 から 224 の 5 まで、225 の 1 から 225 の 4 まで、
226、227 の 1、227 の 2、228、229、230 の 1、230 の 2、
231、232、233 の 1、233 の 2、234 の 1、234 の 2、235、
236、238 から 241 まで、249、250、251 の 1、251 の 2、
252 から 256 まで、257 の 1 から 257 の 3 まで、258、
259 の 1、259 の 2、260 の 1、260 の 2、
261 から 270 まで、271 の 1、271 の 2、272 の 1、
272 の 2、281 の 2、282 の 2、
284 の 1 から 284 の 3 まで、285、286、287 の 1、
287 の 2、288 から 290 まで、291 の 1、291 の 2、292、
293 の 1、293 の 2、294 から 302 まで、340、424 の 3、
470 の 1、470 の 2、471 の 1、471 の 2、472、473、658
から 664 まで、665 の 1、665 の 2

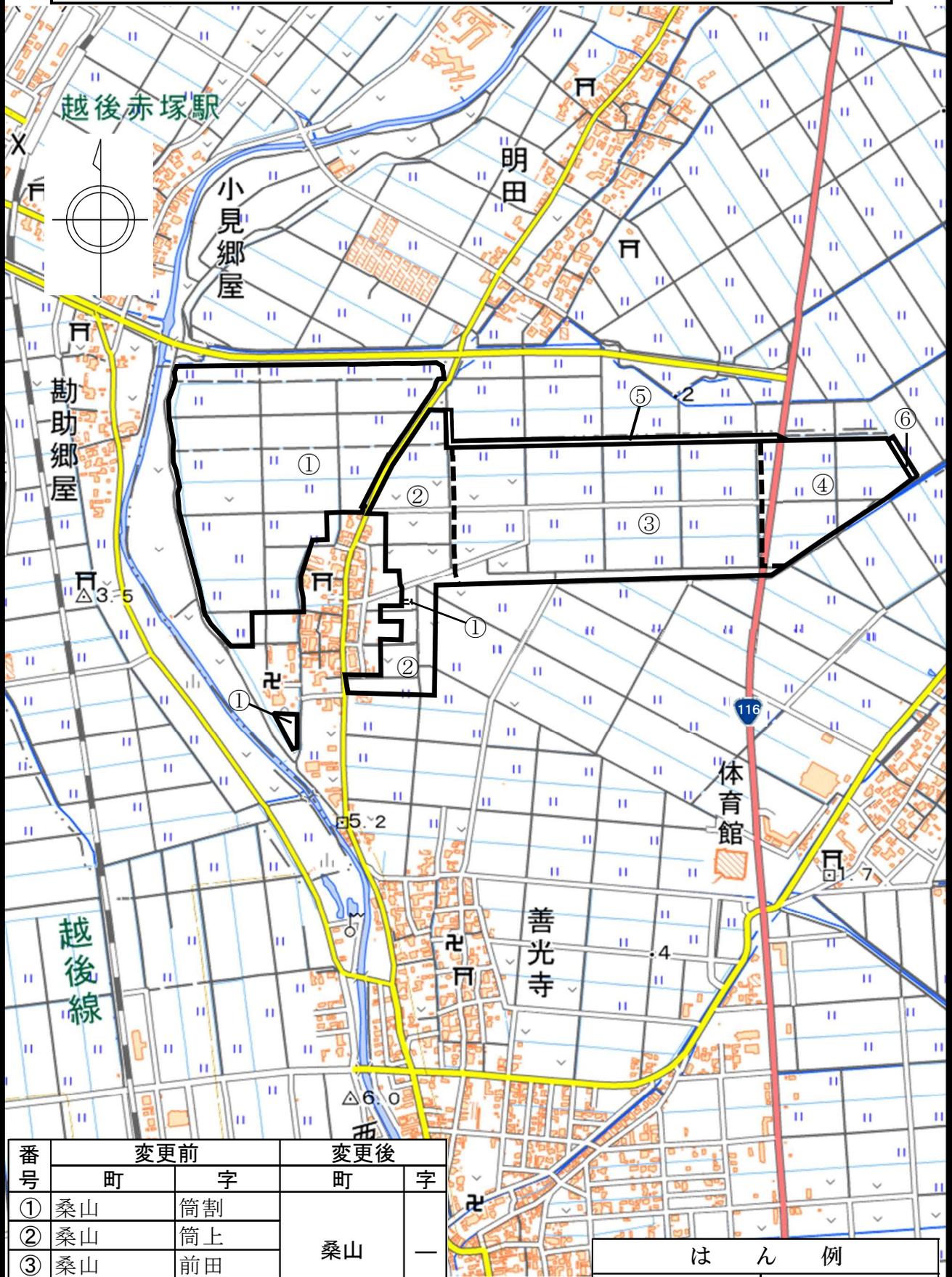
筒上

350、351、352 の 1、352 の 2、353、354、361 の 2、
362 から 364 まで、366 から 369 まで、

	<p>374 から 376 まで、389、393、394、396、397、 401 から 404 まで、407、408、410、424 の 1、424 の 2、 425 から 430 まで、432 から 435 まで、 452 から 457 まで、515 から 519 まで、521、542 の 1、 542 の 2、543 から 545 まで、556 の 3、557 の 1、 557 の 3、557 の 4、558 の 1 から 558 の 6 まで、 559 の 1、560、561、564、566 から 569 まで、571、 596 から 600 まで、601 の 1、601 の 2、 602 から 613 まで、642 から 645 まで、646 の 1、 646 の 2、647 の 1、647 の 2、945、946、 948 から 950 まで、951 の 1、951 の 2、952 の 1、 952 の 2、953 から 967 まで、976、977</p>
前田	<p>458 の 1、458 の 2、459 から 467 まで、469、 474 から 487 まで、488 の 1、488 の 2、 489 から 492 まで、494、497 から 503 まで、 522 から 527 まで、536、541、551、552、553 の 1、 553 の 2、555 から 559 まで、562、563、570、 572 から 581 まで、614 の 1、614 の 2、 615 から 634 まで、648 から 654 まで、666 の 1、 666 の 2、667 の 1、667 の 2、668 から 682 まで、 685 から 687 まで、695 から 697 まで、 699 から 706 まで、709 の 1、709 の 2、 710 から 715 まで、718、840、841、846、 968 から 975 まで、978、979、980 の 1、980 の 2、981、</p>

		982 の 1、982 の 2、983、984 の 1、984 の 2、 985 から 994 まで、995 の 1 から 995 の 3 まで	
	谷内	504 の 1 から 504 の 3 まで、505 の 1、505 の 2、 506 から 509 まで、582 の 1、582 の 2、583 の 1、 583 の 2、586 から 594 まで、635 の 1、635 の 2、 636 の 1 から 636 の 3 まで、637 の 1、637 の 2、 638 から 641 まで、655、656 の 1、656 の 2、657 の 1、 657 の 2、688 から 694 まで、719、720 の 1、720 の 2、 721 から 723 まで、847、848、849 の 1 から 849 の 4、 850 の 1 から 850 の 7 まで、851 の 1 から 851 の 5 まで、 852 の 1 から 852 の 6 まで、853 の 1、853 の 2、854	
桑山字筒上 647 の 2 及び桑山字前田 648 から 654 まで、695 から 697 まで、699 から 706 まで、709 の 1、709 の 2、710 から 715 まで、718、840、841、846 並びに桑山字谷内 655、656 の 1 の地先の道路である西区明田字上谷の公有地の一部			明田
桑山字谷内 694、852 の 4、852 の 6、852 の 5、853 の 1、854 の地先の水路である西区前野外新田字道上の公有地の一部			前野外新田
及び当該変更に伴う国公有地を含む。			

町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	桑山	筒割	桑山	—
②	桑山	筒上		—
③	桑山	前田		—
④	桑山	谷内		—
⑤	明田	上谷	明田	—
⑥	前野外新田	道上	前野外新田	—

はん例

	変更予定区域線
	旧町（字）区域線

縮尺 1 : 10,000

議案第104号

公有水面埋立免許の出願に関し意見を述べることについて

公有水面埋立法第3条第1項の規定により新潟市長から意見を求められたので、次のように意見を述べるものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

出願人	新潟市長 中原 八一
埋立ての区域	新潟市西蒲区間瀬字磯山7843番2、7843番8、7843番3、 7479番4、7479番2及び7479番3の地先公有水面
埋立ての面積	2,780.23平方メートル
埋立地の用途	道路用地
意見	埋立てることに異存ありません。

議案第105号

人事委員会委員の選任について

次の者を人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

平石 直樹

議案第106号

当せん金付証券の発売について

令和5年度において、当せん金付証券を総額5,000,000千円の範囲内で発売するものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

議案第107号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
旧日本銀行新潟支店長役宅	新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2	新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第108号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市旧齋藤家別邸	新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2	旧齋藤家別邸運営グループ	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第109号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市秋葉区文化会館	新潟市中央区紫竹山二丁目5番40号	秋葉区文化会館共同事業体	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第 1 1 0 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市秋葉区総合体育館、新潟市新津武道館	東京都品川区東品川四丁目 1 0 番 1 号	あきはK C Kライフパートナーズ	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西川総合 体育館	新潟市中央区東 堀通 1 番町 4 9 4 番地 3	西川総合体育館運営 グループ	令和 5 年 4 月 1 日か ら 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西川体育センター、新潟市西川野球場、新潟市スポーツパーク西川	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地	西川スポーツフィールド運営グループ	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市食育・花育センター、新潟市こども創造センター、新潟市動物ふれあいセンター、新潟市食と花の交流センター	新潟市中央区神道寺 2 丁目 2 番 1 0 号	いくとぴあ食花運営グループ	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市アグリパーク	新潟市中央区神道寺 2 丁目 2 番 1 0 号	アグリパーク運営グループ	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市小須戸温泉健康センター	新潟市西蒲区漆山 8 7 0 0	株式会社関越サービス	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
寺山公園子育て 交流施設	東京都豊島区東 池袋 1 丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	令和 5 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
白根南児童館	東京都豊島区東池袋 1 丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	令和 5 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 118 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人デイサービスセンター味方	新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号	社会福祉法人新潟市	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
老人デイサービスセンター月潟		社会福祉協議会	

議案第 119 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人福祉センター 一黒崎荘	新潟市西蒲区漆 山 8 7 0 0	株式会社関越サービ ス	令和 5 年 4 月 1 日か ら 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第120号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
岩室地域児童館	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第 1 2 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人デイサービスセンター潟東	新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号	社会福祉法人新潟市	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
老人デイサービスセンター巻		社会福祉協議会	

議案第 1 2 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人デイサービス センター中之口	新潟市北区松潟 1 5 1 0 番地	社会福祉法人愛宕福 社会	令和 5 年 4 月 1 日か ら 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 1 2 3 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

記

専決第 3 号 令和 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 7 号）専決処分書

専決第 3 号

令和 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 7 号）専決処分書

令和 4 年度新潟市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 5 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 5, 9 1 1, 2 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 1 1 月 1 日

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		86,029,472	4,150,000	90,179,472
	2 国庫補助金	29,072,527	4,150,000	33,222,527
歳入	合計	411,761,297	4,150,000	415,911,297

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		129,608,492	4,150,000	133,758,492
	1 社会福祉費	13,915,219	4,150,000	18,065,219
歳 出	合 計	411,761,297	4,150,000	415,911,297

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 4 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

橋本 京子

津野 香

齋藤 誓

二瓶 富美子

田邊 とも子

渡辺 美弥子

眞島 潤子

川上 裕子